

蓮の花

Vol. 2



支部研修会ご報告

研修担当理事 中移 庸介

第1回を6月28日(金)「入管業務の基礎と応用への第一歩、入管業務の特徴を踏まえて」、第2回を7月26日(金)「入管業務の応用と最前線」と題した町田支部研修会がぽっぽ町田会議室において、講師に中野支部の林 幹先生をお迎えして開催されました。第1回は他支部からの36名を含む60名、第2回も他支部からの51名を含む77名の出席をいただきました。



第1回目は基本事項として外国人の相談対応にあたり確認する事項、必須知識の紹介があり、続いて海外にいる外国人の招へい、日本にいる外国人の手続の概要の説明がありました。

就労を目的とする在留資格に関しては基本的な知識の他、企業内転勤について具体的な対応方法の説明があり受講生の皆様にはぜひ実務に応用していただきたいと感じました。

また入管業務で失敗しない方法として、入国在留審査要領をはじめとする各種通達、(通知、事務連絡)の熟読。(日行連のサイトからダウンロード可能)。日行連「申請取次研修会効果測定用設問集」(日行連のサイトからダウンロード可能)の活用をあげていらっしゃいました。また、入管によって運用の異なる場合があるので適宜対応する必要あるとお話がありました。

最新の情報を入手するためには上記資料のチェックはもとより行政書士・弁護士間の情報交換が大切であると感じました。

研修会後の懇親会は22名(内他支部7名)の出席で行われ普段あまり交流のない他支部の方達と情報交換で盛り上がり大変有意義なものとなりました。



第2回目は、最初に在留資格「経営・管理」の該当性の確認として従来は投資⇒経営活動が認定される傾向だったのが、審査の力点が投資より真実経営するかになった事があげられました。

2番目に在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性の確認として、まず「技術・人文知識・国際業務」が一般法、「教授」「芸術」「報道」「経営・管理」「法律・会計事務」「医療」「研究」「教育」「企業内転勤」「興行」が特

別法の関係にあるというフレームの説明があり、続いて企業内転勤について詳細な解説が行なわれました。

3番目に「高度専門職」の基本的なイメージと実際の活動内容の説明のあとに在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」該当性の解説がありました。

4番目に「特定技能」の活動内容や外国人本人に関するさまざまな基準、雇用するための基準について詳細な解説が行なわれました。

近時制度の変化が大きい分野であり、皆様も新しい情報に積極的に接することをお勧めいたします。

研修会後の懇親会では27名の参加の内19名が他支部で、さまざまな支部の先生方と情報交換、懇親の機会がもてました。こうした機会に面識を得た先生方と、これから積極的に情報の交換がされると懇親会も更に有意義なものになると感じました。



今後もさらに支部の皆様の役に立つ研修会を企画して参りますので、御参加下さいますようお願いいたします。

6月8日街頭無料相談会

初めて街頭無料相談会に参加してみた

角川 寛樹

今回、街頭無料相談会開催の知らせをいただいたとき、はじめは自分のような登録して間もない者が参加してよいものかどうか迷いました。2019年2月に行政書士会に登録してから、未だに実務は経験していなかったため、相談員として参加しても何の役にも立たないのではないかと考えていたからです。しかし、支部長から経験がないからこそ参加して相談者の方の生の声を聴くべきだと言って頂き、参加することにしました。



会場は駅から徒歩十分くらいのところであって、朝、机や椅子を並べて設営が終わると相談者の方が来るまで談笑していました。当日は十数名の先生方が参加されていて、自分にとっては初めての支部活動だったこともあって、かなり緊張して臨みましたが、どの先生方からも気さくに声をかけて頂き、いつの間にか緊張もほぐれていました。

前日から雨が続いており、その日の予報も雨でした。しかし、相談会の間はずっと晴れて、気温は涼しいくらいでした。会場には屋根はありましたが屋外で、幾分奥まった場所にあつたため、雨が降っていたら通りすがりの人などは気づきづらいかもしれないと思いました。

相談者の方は午前中はたまに来られるくらいでしたが、午後に入って人通りが多くなってくると、パンフレットを覗きに來る方の姿が比較的頻繁にみられるようになってきました。

相談者の方が来るとベテランの先生方が対応し、自分は何度かその隣に座る機会を頂いて、内容を拝聴することができました。

隣で相談者とのやり取りを聞いているのは非常に勉強になります。相談内容に関することはもちろん、受け答えの仕方や言葉遣いなども、新人の自分にとっては大いに参考になりました。

相談の多くは遺言・相続に関する内容で、個人的に想像していたよりも若い相談者の方が多くみられたのが印象的でした。

私見ですが、遺言等の問題は口にしづらだけでなく、多くの方にとって早急に決めなければならない問題ではないので、今回の無料相談会はそういった問題を抱えている方が気軽に相談できるよい機会になったのではないかと思います。また、このような、普段後

回しにしがちな問題こそ、気軽に相談できる場所を必要とされているのではないかと思います。今後、より多くの人に告知していければ、より多くの方が相談に来られるのではないかと思います。

新人の自分にとっては勉強になることばかりでしたが、相談会を通して多くの先生方とお会いすることによって、行政書士としての意識が深まったように思います。

特に自分にとっては、行政書士として登録してはいたものの、その後、どう行動すべきか悩み、行き詰っていた時期でもありましたので、今回イベントに参加して、様々なアドバイスを頂いたことにより、自分の中で進むべき方向性がある程度定まったように感じています。



夏季懇親会ご報告

厚生担当理事 唐石 俊之



2019年7月19日に毎年恒例の暑気払いを徳樹庵にて開催いたしました。

今年は18名の会員と来賓として、西武信用金庫町田支店 本間支店長様、積水ハウス多摩支店 小川課長様 にご参加を頂きました。

久住支部長の挨拶に始まり、来賓の皆様からご挨拶を頂戴しました。ビンゴ大会も最後の賞品が決まるまで盛り上がり、楽しい暑気払いとなりました。

普段なかなか顔を合わせる機会のない会員相互の情報交換や新会員との名刺交換、そして 来賓の方々との親睦を深められたのではないかと思います。

お忙しい中ご参加頂いた皆様に深く御礼申し上げます。

今後の予定

- 1) 南市民センター無料相談会
日時 10月16日(水) 9:30~15:30
場所 南市民センター
- 2) 街頭無料相談会
日時 10月25日(金) 10:00~
場所 ぼっぼ町田イベント広場
- 3) 町田支部研修
日時 10月29日(火) 18:00~受付開始
場所 まちだ中央公民館視聴覚室
- 4) 東京都行政書士会厚生部主催ソフトボール大会
日時 11月2日(土) 9:05~試合開始
場所 大宮けんぼグラウンド
- 5) 国際交流 夢広場
日時 11月3日(日) 10:00~
場所 ぼっぼ町田イベント広場
- 6) 積水ハウス「住まいの夢工場」見学バスツアー
日程 11月17日(日曜日)
時間 8:20 出発
- 6) 賀詞交歓会
日程 2020年1月18日(土)

「笑門福来」の話

横田 義男

私は平成22年2月15日に行政書士の資格を取得し開業しました。その前は、憲法第90条の行政機関で、霞が関に所在する会計検査院に36年間在籍し仕事をしてきました。会計検査院については皆さんもよくご存じのことと思います。

会計検査院は国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしています。

私は昭和44年に国家公務員試験に合格し会計検査院に採用されました。官房人事課を振り出しに、「政府出資法人(日本住宅公団、水資源開発公団等)、政府関係機関(日本開発銀行、国民金融公庫等)、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、政府特殊会社(日本たばこ産業株式会社等)、官房審議室、財務省」の検査業務等を所掌する各検査課等で調査官としてとても硬い仕事をしてきました。

退官後、私は平成17年から同22年までの5年余り、財務省所管の財団法人公会計研究所協会(霞が関所在)で人事、研修、経理担当の常任参与として勤務し、こちらもどちらかと言うと硬い仕事をしてきました。

平成22年2月15日に私は今までになりたかった行政書士の資格を晴れて取得、開業し現在も皆様のご指導ご支援をいただき、その業務を継続しています。

私は、行政書士は市民や企業と国は都道府県、各市町村を結ぶ大切な業務を行う士業であると思います。行政書士の業務が行政機関の業務遂行にとってとても大切であると理解しています。

地域で活躍する行政書士は特に街の法律家として、企業や市民と町田市役所等の行政機関を結ぶ大切な士業であると思っています。

私は行政書士になり立ての頃は、国の法律家から街の法律家に変身するのに戸惑いました。そのため私は町田市内のサークル「話し方勉強会」に入り、話し方や笑顔の大切さなどを勉強しました。

現在、私は行政書士としての業務を行う傍ら国家試験、地方公務員試験等の資格取得学校で学生に話し方や憲法、地方自治法等を教えています。そこでは私は学生に専門知識と共に笑顔の大切さも教えています。行政書士が仕事で町田市役所等の行政機関に出かけた時に、その担当者も笑顔で対応してくれて信頼関係が築けると良いと思っています。

先日、町田市内の徳樹庵で行われた町田支部の暑気払いで笑顔の素晴らしい同僚先生から「笑顔」の大切さについてお話を伺いました。私も行政書士として、街の法律家としてクライアントや市役所等の担当者と笑顔で話が出来、仕事ができたらいいなと思っています。

私は笑顔で仕事をすると福が自然について来ると 생각합니다。

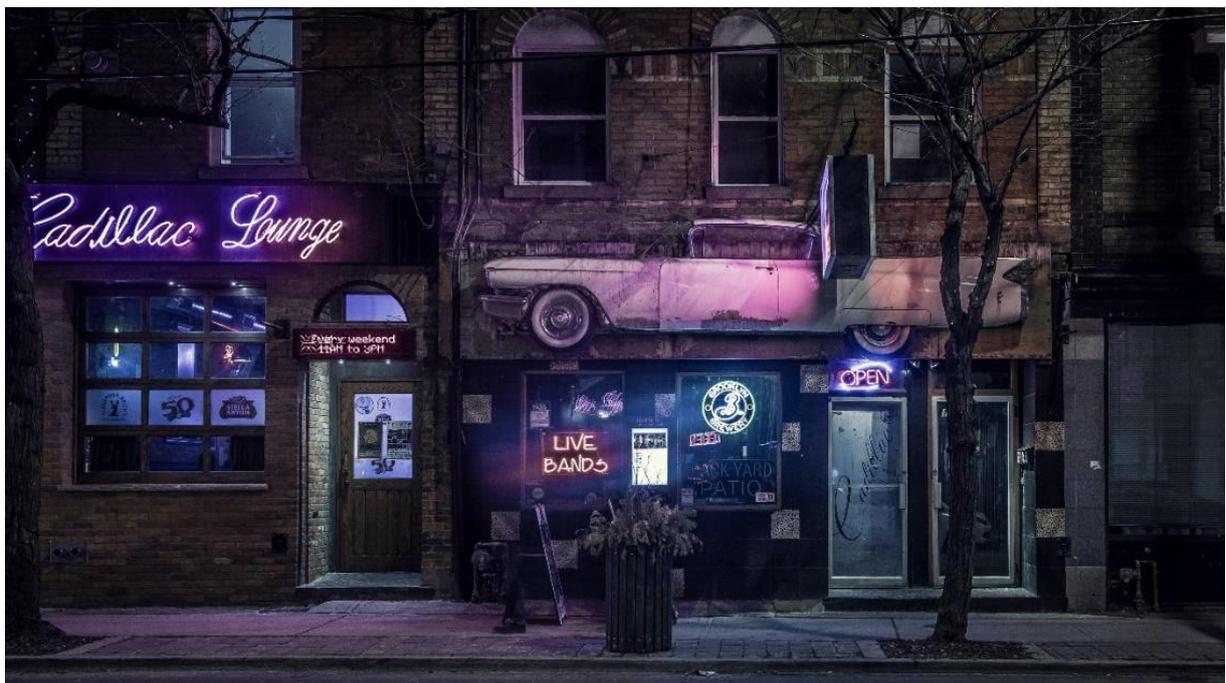


新人行政書士の先輩探訪記 その1 風営編第1回

先輩行政書士 吉元和俊先生

聞き手 上田和彦 吉田美紀

構成 上田和彦



ある日、新人行政書士Uの元に町田で「スナック美紀」を開店したいというママMからの相談がありました。

新人行政書士Uは、風営の許認可を取り扱ったことがありませんので、ベテラン行政書士Yの元へ相談にゆくことにしました。

新人行政書士U(以下U): Y先生!美紀ママからスナック開店の相談を受けたのですが、風営許認可申請の経験がないので、自信がありません。手続きについて、教えて頂けないでしょうか?

ベテラン行政書士Y(以下Y): オーケー。ところでスナックの営業許可についての手続きのうち、どこまで知っているのかな?

U: まず、ママ若しくは従業員の方が食品衛生責任者の資格を取らなければいけないと思います。そして、飲食店営業許可を取ること、それから深夜零時以降もアルコール飲料を提供する営業をする場合には、「深夜における酒類提供飲食店営業」の届出を出すこと、さらに接待行為をする場合には風俗営業の第一号営業許可を取らなければなりません。これで、合っていますか？

Y: そうだね。それで大丈夫。

U: このなかで、一番注意すべき点はどこでしょうか？

Y: うん。大抵のお客さんは、スナック又はバーという名称で来るんだけど、よくよく話を聞いてみると、カウンターバーであったり、接待をするキャバレーであったり、いろんな業態を含めて皆さんスナックやバーと言っているんだ。だからまずは、お客さんに対して、どんな営業をされたいのか、何時まで営業をされたいのかという部分を、ある程度詳細にお聞きしてから許可の要件にあてはめることが大切だね。

深酒なのか、1号なのか、もしくは2号・4号（※注1）という可能性もあるし。

U: なるほど。お客さんが抱えている風俗営業の認識と、実際の各要件との整合性は必ずしも一致していないので、こちらできちんとどの風俗営業に当てはまるのかを確認しないとイケないのですね。

Y: そうだね。お客さんは、性風俗に対してどこか後ろめたいという気持ちがあって、最初はちょっとしたスナックやバーをしたいんだとか、キャバレーをやりたいんだとか言うてくることもあるんだよね。それで、よくよく営業内容を聞いてみると性風俗（2号・4号営業）だったということもあるよ。

U: スナックやバーをやると聞いていたのに、本当は性風俗（2号・4号営業）をやる予定だったということもあるんですね。そこは、特に初心者にとっては気をつけなければいけませんね。

ところで先生は、仕事の引き合いはどのようなところから来ることが多いのですか？

Y: 僕は紹介がほとんどだね。

U: それは、以前許可を取ってあげたお客さんからの紹介なんですか？

Y: そうだね。ほかに、同業者や他士業者からの紹介も多いよ。

U: 風俗営業の許可って、専門性が高いとか、損害賠償の恐れがあるなどといって敬遠されている先生も多いような気がするのですが、その辺 Y 先生はどうお考えですか？

Y: 僕からしたら、他の許認可と変わらないんだけどねえ。なんで皆さんやらないんだろうという感じ。あ、でも、風営の許可の特殊性があるとすれば、警察への申請・届出という部分があるかもね。警察の場合、所轄によって提出書類に違いがあったり、記載方法に違いがあったりというのは面倒なところだね。その辺の対応は、柔軟にしなければならない。

それ以外は他の許認可と全く変わりはないと思うけどね。

U: 許可を取れなかった場合の損害賠償というお話も時々耳にするんですけど・・・。

Y: ちゃんと調査さえ行なっていれば、取れなかった場合の損害賠償ってほとんどないと思うよ。そもそも要件に引っ掛かっていたら申請前に分かるし、風俗営業は入管と違って、行政庁側の強い裁量はないから、書類が整っていれば 100%許可がおりる仕組みになっている。

U: では、やはり最初のヒアリング段階で要件を詰めておくというのが大事になってくるんですね。先生は、ヒアリングで気をつけていることはありますか？

Y: まず電話がかかってきた段階で、新規なのかどうかをお聞きして、業態を確認する。そのうえで、一号だとか深酒だなどと頭のなかで想像しながら、個人なのか法人なのかを確認する。それによって、欠格要件に引っ掛かる場合の人数が変わってくるから、そこをチェックしてゆくという感じになってゆくよ。

注1：第2号営業（店舗型ファッションヘルス）第4号営業（レンタルルーム）

次号に続く

（本記事は取材に基づいて構成したフィクションです）

募集中

積水ハウスの「住まいの夢工場」へのバス見学ツアー《参加費無料》

厚生担当 唐石 俊之

夢工場には、耐火実験、断熱・遮音、耐震など体験できる設備や 停電時や環境対応の設備、インテリアなど暮らしのアイデアが見つかる実際の展示があり、ファミリーで楽しめます。

◎昼食、おやつ、飲み物付きです◎

行政書士個人への営業はありませんので、ご心配せず お気軽にご参加いただけます。
ご家族、親戚 お誘いの上 厚生担当へお申込みください。

日程 11月17日(日曜日)

8:20 町田森野住宅公園 積水ハウス展示場 出発

19:00 町田森野住宅公園 到着・解散

場所 茨城県古河市

締切 10月16日 ⇒ ☒ g.karaishi@nifty.com 厚生担当理事 唐石まで

賀詞交換 委員会メンバー募集

渥美 元博

10月3日、支部長の事務所にて、2020年1月18日(土)に開催される町田支部賀詞交歓会に向けた第一回小委員会が開催されました。

ここ数年、町田支部の恒例となった賀詞交歓会ですが、来年も参加した会員が楽しんで交流を深められる内容にしたいと、委員会メンバー一同知恵を振り絞っています。

現在のメンバーは5人ですが、これからでも委員会への参加を募集しております。

参加を希望する会員は、渥美副支部長までご一報ください。

2020年の賀詞交歓会に、一人でも多くの会員が参加していただけるよう、これからもしっかりと準備を進めてまいります。

今日のツボ

これからの季節に是非覚えて頂きたい「今日のツボ」は

二日酔いに効くツボ 🍷 魚際(ぎよさい)



手のひら側親指の下にあるくぼみです。押すと痛みを感じます。

この魚際を刺激することにより、アセトアルデヒドの排泄を促すことができます。それによって二日酔いの辛い症状をしずめる効果があると言われています。

左右対称に魚際のツボがあります。どちらか押してみても、痛いほうのツボを集中的に刺激すると良いそうです。

編集後記

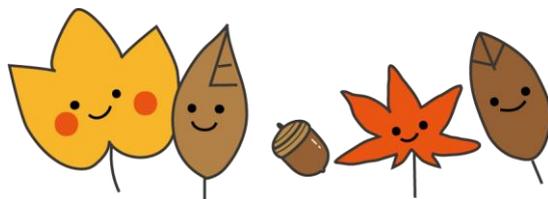
広報担当協力部員 唐石 俊之

読書の秋、スポーツの秋、食欲の秋。皆さんは どんな秋を堪能されていますか。

某TV局のドラマ「ノーサイドゲーム」を見て、「One for All, All for One」の素晴らしさに感動しました。ラグビーワールドカップでのJAPANの活躍が楽しみです。

「蓮の花」の第2号はいかがでしたか。吉田理事の表紙の写真、今後も続きますので、お楽しみにお待ちください。

「One for All, All for One」で、会員の皆様とともに楽しめる広報誌を目指します。記事の投稿、新しい企画の提案など広報誌へのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。



蓮の花 / 東京都行政書士会町田支部

発行人 東京都行政書士会町田支部長 久住 博隆

編集人 吉田 美紀 ・ 唐石 俊之 ・ 上田 和彦

発行日 2019年10月